議案第2号

寒川町犯罪被害者等支援条例の一部改正について

寒川町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月25日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

犯罪被害の状況を正確に把握し、公平な支援金の支給を行うため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

寒川町犯罪被害者等支援条例(平成15年寒川町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)」を「犯罪行為(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。以下同じ。)」に、「又は傷害」を「、重傷病又は障害」に改め、同条第3項中「傷害」を「重傷病」に、「医師又は歯科医師の診断により全治1月以上の加療を要するもの」を「法第2条第5項に規定する重傷病」に改め、同条第5項中「傷害支援金」を「傷害等支援金」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 この条例において「障害」とは、法第2条第6項に規定する障害をいう。

第3条第1号中「(次条第3項の規定による第1順位の遺族をいう。)」を「(法第4条第1号に規定する第1順位遺族をいう。)であって、法に基づき犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定(以下「支給裁定」という。)を受けた者(被害者の死亡の時において、住民基本台帳法の規定により本町の住民基本台帳に記載されている者に限る。)」に改め、同条第2号中「傷害支援金」を「傷害等支援金」に改め、「傷害を受けた者」を「重傷病又は障害を負った者であって、法に基づき支給裁定を受けた町民」に改める。

第4条を削る。

第5条各号列記以外の部分中「次に掲げる場合」を「法第6条各号のいずれかに該当する場合」に、「支援金」を「支援金の全部又は一部」に改め、同条各号を削り、同条を第4条とする。

第6条第2号中「傷害支援金」を「傷害等支援金」に改め、同条を第5条とする。

第7条第2項中「当該犯罪被害の発生を知つた日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年」を「法に基づき支給裁定があった日から起算して2年」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 同一の犯罪被害に係る傷害等支援金の申請は、1度に限る。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条中「、又は支援金の支給後において第5条の規定に該当することが判明したとき」を削り、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町犯罪被害者等支援条例の規定は、この条例の施行日 以後に受けた犯罪被害に係る支援について適用し、この条例の施行日前に受けた犯 罪被害に係る支援については、なお従前の例による。

寒川 町 犯 非 做 吾 看 等	文 援 条 例 新 旧 对 照 表
現行	改正案
~ 略 ~	~ 略 ~
(定義)	(定義)
第2条 この条例において「犯罪被害」と	第2条 この条例において「犯罪被害」と
は、日本国内又は日本国外にある日本船	は、 犯罪行為(犯罪被害者等給付金の支
舶若しくは日本航空機内において行わ	給等による犯罪被害者等の支援に関す
れた人の生命又は身体を害する罪に当	る法律(昭和55年法律第36号。以下「法」
たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第	という。)第2条第1項に規定する犯罪行
37条第1項本文、第39条第1項又は第41	為をいう。以下同じ。)
条の規定により罰せられない行為を含	
むものとし、同法第35条又は第36条第1	
項の規定により罰せられない行為及び	
過失による行為を除く。以下「犯罪行為」	
<u>という。)</u> による死亡 <u>又は傷害</u>	による死亡 <u>、重傷病又は障害</u> をい
をいう。	う。
2 (略)	2 (略)
3 この条例において「 <u>傷害</u> 」とは、 <u>医</u>	3 この条例において「 <u>重傷病</u> 」とは、 <u>法</u>
師又は歯科医師の診断により全治1月以	第2条第5項に規定する重傷病
<u>上の加療を要するもの</u> をいう。	をいう。
(加える)	 <u>4</u> <u>この条例において「障害」とは、法第</u>
	2条第6項に規定する障害をいう。
4 (略)	5 (略)
- 5 この条例において「支援」とは、遺族	
支援金及び傷害支援金の支給並びに	支援金及び傷害等支援金の支給並びに
関係機関との連携による被害者及びそ	関係機関との連携による被害者及びそ
の遺族に対する支援をいう。	の遺族に対する支援をいう。
(支援金の支給)	(支援金の支給)
第3条 支援金は、次の各号に掲げるとお	
りとし、それぞれ当該各号に定める者に	りとし、それぞれ当該各号に定める者に
対し支給する。	対し支給する。
(1) 遺族支援金 犯罪行為により死亡	(1) 遺族支援金 犯罪行為により死亡
した者の第1順位遺族(次条第3項の規	した者の第1順位遺族(法第4条第1号
定による第1順位の遺族をいう。)	に規定する第1順位遺族をいう。)であ
ALICO DAN INCIE O ME IN C. C. C.	って、法に基づき犯罪被害者等給付金
	を支給する旨の裁定(以下「支給裁定」
	という。)を受けた者(被害者の死亡の
	時において、住民基本台帳法の規定に
	より本町の住民基本台帳に記載され

ている者に限る。)

(2) <u>傷害支援金</u> 犯罪行為により<u>傷</u> 害を受けた者

(遺族の範囲及び順位)

- 第4条 遺族支援金の支給を受けること ができる遺族は、被害者の死亡の時にお いて、次の各号のいずれかに該当する町 民とする。
 - (1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
 - (2) <u>被害者の収入によつて生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</u>
 - (3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合においては、前項の規定 の適用については、その子は、その母が 被害者の死亡の当時被害者の収入によ つて生計を維持していたときにあつて は同項第2号の子と、その他のときにあ つては同項第3号の子とみなす。
- 3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族 の順位は、第1項各号の順序とし、同項 第2号及び第3号に掲げる者のうちにあ つては、それぞれ当該各号に掲げる順序 とし、父母については、養父母を先にし、 実父母を後にする。

(支援金の支給制限)

<u>第5条</u> 町長は、<u>次に掲げる場合</u> _____には、支援金

を支給しないことができる。

- (1) 被害者と加害者との間に親族関係 (事実上の婚姻関係を含む。)があると き。
- (2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、被害者

(2) <u>傷害等支援金</u> 犯罪行為により<u>重</u> <u>傷病又は障害を負った者であって、法</u> <u>に基づき支給</u>裁定を受けた町民

(削る)

(支援金の支給制限)

第4条 町長は、<u>法第6条各号のいずれか</u> に該当する場合には、<u>支援金の全部又は</u> 一部を支給しないことができる。

(削る)

又はその遺族と加害者との関係その 他の事情から判断して、支援金を支給 することが社会通念上適切でないと 認められるとき。

(支援金の額)

- 第6条 支援金の額は、次のとおりとす 第5条 支援金の額は、次のとおりとす る。
 - (1) (略)
 - (2) 傷害支援金 100,000円

<u>第7条</u> (略)

2 前項の規定による申請は、当該犯罪被 2 前項の規定による申請は、法に基づき 害の発生を知つた日から2年を経過した とき、又は当該犯罪被害が発生した日か ら7年を経過したときは、することがで きない。

(加える)

第8条 (略)

(支援金の返還)

より支援金の支給を受けた者があると き、又は支援金の支給後において第5条 の規定に該当することが判明したとき は、当該支援金を受けた者から返還させ るものとする。

第10条 · 第11条 (略)

(支援金の額)

る。

- (1) (略)
- (2) 傷害等支援金 100,000円

第6条 (略)

支給裁定があった日から起算して2年

を経過したときは、することができな V10

3 同一の犯罪被害に係る傷害等支援金 の申請は、1度に限る。

第7条 (略)

(支援金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正の手段に 第8条 町長は、偽りその他不正の手段に より支援金の支給を受けた者があると き

> は、当該支援金を受けた者から返還させ るものとする。

第9条·第10条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日(以下「施 行日」という。)から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この条例による改正後の寒川町犯罪 被害者等支援条例の規定は、この条例の 施行日以後に受けた犯罪被害に係る支 援について適用し、この条例の施行日前 に受けた犯罪被害に係る支援について は、なお従前の例による。